



2002年出土の木簡

て いる。これは、釘で打ち付けたり、紐状のもので吊したりして掲示するためのものであろう。文字は木目と直交する方向に一二行書かれているが、遺存状況はあまりよくなく、墨が流れ辛うじて墨書きのあつた部分の盛り上がりで確認できる文字が多い。第一行に「法度」として題目を記し、これに続く第二行から第八行に具体的な禁制の本文、第九行から第一一行に施行文言、最終行に日付と花押という構成をとる。本文の釈読は断片的にとどまり文意は取り難いが、第六行の「也」の下は余白になつており、次の行の頭に一つ書きがある。これより前の部分がこの禁制が出された経緯、一つ書きのある第七・八行が禁制そのものの内容を書いた部分と考えられる。

なお、釈読にあたつては、東北歴史博物館の手塚均氏・籠橋俊光氏・塩田達也氏、奈良文化財研究所の綾村宏氏・吉川聰氏・馬場基氏・山本崇氏・渡辺見宏氏のご教示を得た。また、写真は奈良文化財研究所の中村一郎氏の撮影による。

#### 9 関係文献

丸森町教育委員会『大古町遺跡』（丸森町文化財調査報告書一七、二

○〇三年）

（伊藤博道）



（赤外線デジタル斜光写真）